

## 高知県第二種特定鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）管理計画の変更の概要

### 1 変更の背景

高知県では、ニホンジカによる農林業や自然植生への被害を軽減するため「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）」第 7 条の 2 に基づき、第二種特定鳥獣管理計画を策定して、年間の捕獲目標頭数を 3 万頭とし、科学的・計画的な管理を進めていますが、近年の捕獲数は減少傾向にあります。このため、捕獲目標達成に向けて、効果的・効率的な捕獲を推進するため鳥獣保護管理法第 14 条第 2 項に基づき狩猟期間を延長しさらなる管理の強化を図ることとします。

また、イノシシについても第二種特定鳥獣管理計画を策定して、年間の捕獲目標頭数を 2 万頭として管理を進めていますが、目標頭数に及ばないことから、同様に狩猟期間を延長し、管理の強化を図ることとします。

なお、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）」が一部改正され、ニホンジカの 1 日当たりの捕獲頭数の制限が解除されたことから、鳥獣保護管理法第 14 条第 3 項に基づく制限の解除の必要がなくなったため、第二種特定鳥獣管理計画を改めます。

### 2 今回の変更点

#### (1) 第二種特定鳥獣の数の調整に係る事項

- 現在の高知県におけるニホンジカ・イノシシの狩猟期間「11 月 15 日～3 月 15 日」を、「11 月 15 日～3 月 31 日」にします。
- ニホンジカについて、1 日あたりの捕獲頭数制限の解除に係る記述を削除します。